

第5回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和5年3月24日（金）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第24号 個人情報保護に関する法律および練馬区個人情報保護に関する法律施行
条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について (資料1)

議案第 2 4 号

個人情報保護に関する法律および練馬区個人情報保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

提出者 教育長 堀 和 夫

個人情報保護に関する法律および練馬区個人情報保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、練馬区長へ別紙のとおり協議する。

| | | |
|---|---|--|
| 別 | 紙 | |
|---|---|--|

4 練教教教第 号

令和 年 月 日

練馬区長 殿

練馬区教育委員会

教育長 堀 和 夫

個人情報保護に関する法律および練馬区個人情報保護に関する法律
施行条例等に基づく練馬区教育委員会の事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月練馬区条例第46号。以下「条例」という。）および練馬区個人情報の保護に関する規則（令和5年3月練馬区規則第27号。以下「規則」という。）に基づく事務を総務部情報公開課長に下記のとおり補助執行させることについて協議する。

記

1 総務部情報公開課長に補助執行させる事務

法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成および公表に関すること。

法第77条第1項および第2項、第91条第1項および第2項ならびに第99条第1項および第2項の規定により提出される請求書等の受付に関すること。

法第77条第3項前段、第91条第3項および第99条第3項の規定による請求者への補正に関すること。

法第82条第1項および第2項、第93条第1項および第2項ならびに第101条第1項および第2項に規定する請求に対する可否の決定および通知ならびに第97条の規定による訂正の実施に係る通知に関すること。

条例第4条第2項、第6条第2項および第7条第2項の規定による期間の延長の決定および通知ならびに条例第5条ならびに法第95条および第103条の規定による開示決定等の期限の特例に係る通知に関すること。

法第85条第1項および第96条第1項の規定による事案の移送に係る通知に関すること。

法第86条第3項後段（法第107条において準用する場合を含む。）の規定による開示決定に係る通知に関すること。

法第87条に規定する開示の実施に関すること。

法第105条第1項の規定による練馬区情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関すること。

法第105条第2項の規定による審査会へ諮問をした旨の通知に関すること。

条例第8条の規定による練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会への諮問に関すること。

規則第21条の規定による個人情報の取扱い状況の公表に関すること。

2 その他

平成20年3月31日付け19練教学庶第3349号による練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号）に基づく練馬区教育委員会の事務の補助執行に係る通知は、条例付則第5項が適用される場合を除き、令和5年3月31日をもって廃止する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

教育振興部教育総務課

個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

1 補助執行の理由等

練馬区教育委員会における個人情報保護制度の運用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、これまで、練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「保護条例」という。）に基づく事務を、総務部情報公開課長（以下「情報公開課長」という。）に補助執行させてきた。

このたび、令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 4 月から法の規定が、地方公共団体にも直接適用されることになった。

これに伴い、法の施行に関し必要な事項を定める練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月練馬区条例第 46 号。以下「施行条例」という。）等が、令和 4 年第四回練馬区議会定例会において可決・公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。また、これにより、保護条例等が同年 3 月 31 日をもって廃止される。

については、法、施行条例および練馬区個人情報の保護に関する規則（令和 5 年 3 月練馬区規則第 27 号）に基づく事務を、情報公開課長に補助執行させることについて、協議を行う。

2 補助執行の内容

法第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成および公表に関すること。

法第 77 条第 1 項および第 2 項、第 91 条第 1 項および第 2 項ならびに第 99 条第 1 項および第 2 項の規定により提出される請求書等の受付に関すること。

法第 77 条第 3 項前段、第 91 条第 3 項および第 99 条第 3 項の規定による請求者への補正に関すること。

法第 82 条第 1 項および第 2 項、第 93 条第 1 項および第 2 項ならびに第 101 条第 1

項および第 2 項に規定する請求に対する可否の決定および通知ならびに第97条の規定による訂正の実施に係る通知に関すること。

条例第 4 条第 2 項、第 6 条第 2 項および第 7 条第 2 項の規定による期間の延長の決定および通知ならびに条例第 5 条ならびに法第95条および第103条の規定による開示決定等の期限の特例に係る通知に関すること。

法第85条第 1 項および第96条第 1 項の規定による事案の移送に係る通知に関すること。

法第86条第 3 項後段（法第107条において準用する場合を含む。）の規定による開示決定に係る通知に関すること。

法第87条に規定する開示の実施に関すること。

法第105条第 1 項の規定による練馬区情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関すること。

法第105条第 2 項の規定による審査会へ諮問をした旨の通知に関すること。

条例第 8 条の規定による練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会への諮問に関すること。

規則第21条の規定による個人情報の取扱い状況の公表に関すること。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日